

かすがい 市議会 だより



第82号

2015年2月
(年5回発行予定)

もくじ

- ・補正予算案など……………2
- ・請願審議など……………3
- ・一般質問……………4

庄内川

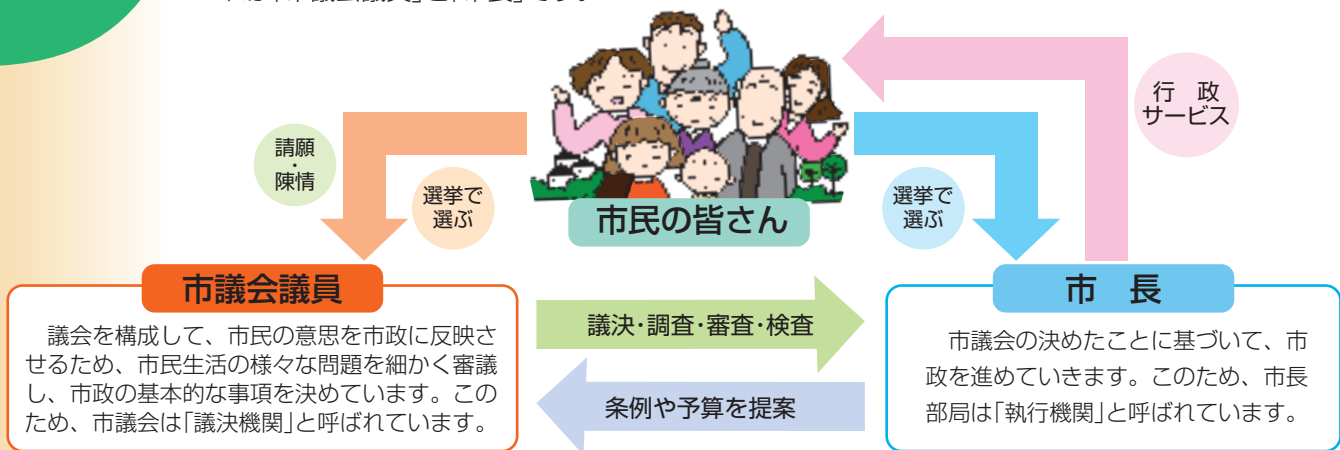
春日井市と名古屋市の境を流れている本市最大の河川です。川沿いには尾張北部一帯を眼下に見下ろす東谷山があり、山麓にはフルーツパークもあります。かつて、この水運を利用した様々な物資の運搬や渡しの運航などが行われていました。

平成26年 第5回定例会（11月27日～12月15日）

今定例会には、一般会計補正予算案など補正予算 3 件、条例案10件、一般議案 5 件、報告 1 件、人事案件 3 件、議員提出議案 1 件が提出され、原案のとおり承認、可決、同意しました。また、請願 1 件を不採択としました。なお、12月10日には17人の議員が一般質問を行い、市の考えをただしました。

市議会のおはなし

私たちが暮らしている春日井市を、快適で住みよいまちにしていくためには、市民一人ひとりが市政に参加し、自分たちで考え、話し合い、決めたことを、自分たちの手で実行していくことが理想です。しかし、市民全員が一堂に集まることはできません。そこで市民の代表者を選びます。これが「市議会議員」と「市長」です。



市議会議員

議会を構成して、市民の意思を市政に反映させるため、市民生活の様々な問題を細かく審議し、市政の基本的な事項を決めています。このため、市議会は「議決機関」と呼ばれています。

市長

市議会の決めたことに基づいて、市政を進めていきます。このため、市長部局は「執行機関」と呼ばれています。

市議会と市長は、互いに独立した立場から協力しあい、市民福祉の向上をめざし、市政運営に努めています。市議会は、市民の代表として十分な活動ができるように議決権、調査権、監査請求権など多くの権限をもっています。これらの権限に基づいて、次のような仕事をしています。

- 議決**：市議会の最も基本的な仕事で、条例や予算など重要な問題について決定します。
- 選挙**：議長、副議長をはじめ、選挙管理委員会委員などを選挙します。
- 同意**：副市長や教育委員などを市長が選任する場合に議会の同意が必要です。
- 検査・監査の請求**：市の事務等を検査したり、監査委員に対して監査するよう求めます。
- 調査**：市の事務を調査することができ、必要によっては関係者に対して出頭や証言、記録の提出を請求します。
- 意見書の提出**：市の公益にかかわることについて、国や県など関係行政機関に意見書を提出します。

平成26年度 補正予算案(3件)

◆公共下水道事業特別会計補正予算の専決処分の承認

【承認：賛成多数】

下水道使用料の過誤納付されたものを返還するもので、過去20年分について還付するため、去る10月31日に専決処分された内容を承認しました。(補正額1,305万7,000円)

◆一般会計補正予算

【原案可決：賛成多数】

防犯灯設置費補助1,500万円、昨年度の国民健康保険事業の国庫負担金返還 2億6,319万2,000円、障がい者福祉施設整備補助2,115万円、老人福祉施設整備等補助1億8,966万8,000円、健康管理センター解体工事7,500万円、私立幼稚園施設整備補助2,310万2,000円、また阿原跨線橋工事が遅れたことによる2億円の減額、その他人事院勧告に基づく人件費などを補正し、計3億4,729万9,000円を増額補正するものです。財源は財政調整基金からの繰り入れや県からの補助金です。

◆国民健康保険事業特別会計補正予算

【原案可決：全会一致】

平成25年度の国民健康保険事業特別会計の決算が確定したことを受け、国庫負担金を2億6,319万2,000円返還するものです。財源は一般会計からの繰入金です。

条例案(10件)

◆事務分掌条例の一部を改正する条例

【原案可決：全会一致】

高蔵寺ニュータウンに関する事務を企画政策部の所掌に、勝川地区の総合整備に関する事務をまちづくり推進部の所掌から削るものです。

◆市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

【原案可決：全会一致】

人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与を改めるものです。

◆特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

【原案可決：全会一致】

期末手当の支給割合を2.95月から3.1月に改めるものです。

◆常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

【原案可決：全会一致】

期末手当の支給割合を2.95月から3.1月に改めるものです。

◆市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

【原案可決：賛成多数】

期末手当の支給割合を2.95月から3.1月に改めるものです。

◆一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

【原案可決：全会一致】

人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、特定任期付職員の給与を改めるものです。

◆消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

【原案可決：全会一致】

◆国民健康保険条例の一部を改正する条例

【原案可決：全会一致】

出産育児一時金の額を404,000円(現行390,000円)に引き上げるものです。

◆子どもの家条例の一部を改正する条例

【原案可決：賛成多数】

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定に伴い、条例を改めるものです。

◆子育て子育て総合支援館条例の一部を改正する条例

【原案可決：全会一致】

子育て子育て総合支援館において放課後児童健全育成事業(子どもの家)を行うものです。



一般議案(5件)

◆文芸館及び市民会館の指定管理者の指定

【原案可決：全会一致】

指定管理者となる団体 公益財団法人かすがい市民文化財団(鳥居松町5)

指定の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

◆子どもの家の指定管理者の指定

【原案可決：全会一致】

次の子どもの家について、同表に記載する団体を指定管理者とするものです。

また指定の期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までです。

施設の名称	指定管理者となる団体
神屋子どもの家	社会福祉法人春日井市社会福祉協議会(浅山町1)
篠原子どもの家	社会福祉法人春日井市社会福祉協議会(浅山町1)
玉川子どもの家	特定非営利活動法人学童保育所イルカクラブ(牛山町)
岩成台西子どもの家	社会福祉法人春日井市社会福祉協議会(浅山町1)

◆東部子育てセンターの指定管理者の指定

【原案可決：全会一致】

指定管理者となる団体 特定非営利活動法人あっとわん(中央台1)

指定の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

◆学習等供用施設の指定管理者の指定

【原案可決：全会一致】

味美上ノ町学習等供用施設始め53施設について、味美連合区始め14団体を指定管理者とするものです。

指定の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

◆コミュニティ住宅の指定管理者の指定

【原案可決：全会一致】

勝川第1コミュニティ住宅始め9施設について、勝川開発株式会社（鳥居松町5）を指定管理者とするものです。

指定の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

■請願審議(1件)

1件の請願が提出され、委員会に付託し審査しました。その後、本会議で委員長の審査結果報告があり、採決の結果は次のとおりです。

◆すべての子どもたちがゆたかに育つために、「市町村の保育実施義務」を春日井市の責任で実施されることを求める請願書 **【不採択】**

■人事案件(3件)

任期満了に伴い、監査委員に林昇平氏、固定資産評価審査委員会委員に後藤育夫氏、長谷川明美氏の選任に同意しました。

■議員提出議案(1件)

意見書1件を議員提案し、原案のとおり可決した後、関係行政機関へ提出しました。全文は次のとおりです。

◆雇用の安定を求める意見書 **【原案可決：全会一致】**

働くことは生活の糧を得るだけでなく、生きがいであり、自己実現を図るための重要な手段である。また、働くことは国民の権利であり、雇用を安定させることは、国の重大な責務である。

現在、政府においては、雇用の問題に関し、さまざまな議論が進められているところであるが、雇用の現場においては、非正規雇用労働者の実態等の厳しい現状があり、現行の労働法制のあり方については、労使間での十分な議論のもと、慎重に検討されるべき課題と考えられる。

さらに、若者の「使い捨て」が疑われる企業等の問題に象徴されるように、労働者の雇用環境は悪化しており、特に過重労働の結果生じている過労死が大きな社会問題となっている。過労死は、本人及び家族・遺族のみならず、社会にとっても大きな損失であり、過労死防止対策を総合的に推進することが求められている。

よって、春日井市議会は、国に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

1 働き方の検討においては、常用雇用の代替防止、労働者の処遇改善やキャリアアップにつながるよう十分配慮するとともに、サービス残業の合法化や長時間労働の常態化につながることはないよう、労働

者の健康管理等に配慮の上、慎重な検討を進めること。

- 2 若者の「使い捨て」が疑われる企業等の問題に対し実効性ある対策を講ずること。また、若年者雇用について、学校における職業教育や進路指導、職業相談など就労支援をさらに拡充すること。
- 3 過労死防止対策を総合的に推進すること。
- 4 環境・エネルギー分野、医療・介護分野など成長分野での産業育成を図り、雇用を創出すること。

■委員会開催状況

◆文教経済委員会（11月13日）

報告事項

- 1 平成26年度教育に関する事務の点検及び評価報告書について
- 2 通学区域の変更について

◆厚生委員会（11月14日）

報告事項

- 1 第6次春日井市高齢者総合福祉計画（中間案）について
- 2 第3次春日井市障がい者総合福祉計画（中間案）について
- 3 国民健康保険税の課税限度額等の改定（答申）について
- 4 （仮称）新かすがいっ子未来プラン（中間案）について
- 5 市民病院の駐車場使用料の改定について

◆建設委員会（11月17日）

報告事項

- 1 JR春日井駅自由通路等新設工事の進捗状況について
- 2 JR春日井駅周辺地区市街地総合再生計画（素案）について
- 3 市営下原住宅整備事業の進捗状況について
- 4 春日井市公共下水道事業の地方公営企業法の適用スケジュールの見直しについて

◆総務委員会（11月18日）

報告事項

- 1 公の施設の管理方針について
- 2 行政組織の見直しについて
- 3 第5次春日井市行政改革大綱（素案）について
- 4 平成26年度人事院勧告の概要について
- 5 春日井市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）について
- 6 公共交通整備に係る要望活動報告について

◆文教経済委員会（12月3日）付託議案2件

◆厚生委員会（12月4日）付託議案8件、請願1件

◆建設委員会（12月5日）付託議案3件

◆総務委員会（12月8日）付託議案8件

一般質問

市政全般にわたる問題について質問します

今回の定例会では、17人の議員が市の考え方や方針など、市政全般にわたり、26項目の一般質問を行いました。一般質問は、市当局に対し施策・事業などの現状や将来計画の考え方など、市民に密着した問題をたずため行うものです。

各議員の質問と当局の答弁を、要旨で掲載しています。

(一般質問については、質問者から提出された原稿で掲載しています。)



道風くん

1 “空き家問題への対策”について

質問者 梶田 高由

質問 高齢化や核家族化の進展により、全国の住宅全体の13.5%が空き家と公表されました。適正に管理されていない空き家は、家屋の倒壊など危険度や緊急度が高く、近隣住民に被害を及ぼす恐れがあります。こうした中、国において「空家等対策の推進に関する特別措置法」が成立されたが、本市の空き家対策の現状と今後の対応について問う。

担当 企画政策課

【答弁】本市では、現在、市民安全課を空き家に関する窓口とし、関係課の綿密な連携のもと、市民の皆様からの相談に対応しています。また、高蔵寺ニュータウン地区において、高蔵寺ニュータウン住宅流通促進協議会を設立し、空き家の流通促進などの取組を進めています。今後の対応については、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空き家問題に対応するとともに、対策の基本的な方針を盛り込んだ計画の策定や個別の取組を進めていきます。



2 介護保険制度について

質問者 あさの 登

質問 介護保険制度は平成12年に始まった社会保障制度で、介護を公的サービスと位置づけ、市が保険者である。また、40歳以上の全市民を対象としており、サービスを受けるには要介護認定が必要である。①制度発足時と比べ介護保険事業の現状を問う。②認定者数や事業費の大幅な増加を受けて「介護保険制度」を今後も持続させるための施策、取組を問う。

担当 高齢福祉課

【答弁】①要介護等認定者数は約2.9倍に、事業費は約3.3倍に、介護保険料基準月額額は約1.7倍となっています。②高齢者が、いつまでも健康でいきいきと暮らしていくことが大切であり、ライフステージに応じた健康づくり事業を充実し、要介護状態とならないために、運動などの介護予防事業に力を入れます。また、介護の重度化を防ぐため、適切な介護サービスが提供されるよう、ケアマネジメントの質の向上を図ります。



その他の質問事項 •中核市への移行について

3 女性が活躍できる社会環境の整備について

質問者 末永 けい

質問 行政には女性が活躍できる社会環境を整備する役割がある。しかし、本市役所一般行政職の管理職女性比率は、県下平均を下回っており、行革大綱素案の目標は15人だが、国の男女共同参画基本計画や成長戦略に倣って、30%を目指すべきである。また、市内に女性の活躍を推進する企業を増やすために産業振興アクションプランにおいて支援策を設ける考えを問う。

担当 人事課・経済振興課

【答弁】行革大綱素案の管理職に占める女性の割合の目標が15人となっているのは、今後の定年退職者数や女性職員の年齢構成などの状況を勘案したものです。また、今年策定した春日井市産業振興アクションプランにおいて、その計画の柱のひとつである事業者支援として、優れた技術やノウハウ、商品、サービス力等を活かして発展できるように男女を問わず独自の支援をしていくことが重要と考えています。



その他の質問事項 •東京23特別区との連携について

4 ESDユネスコ世界会議に基づく 持続可能な環境教育について

質問者 安達 かよ

質問 人類と環境の共生を探る教育活動の普及をめざしESDユネスコ世界会議が開催され様々な方策が議論された。なかでも持続可能な環境教育について、環境学習の一層の推進を図る必要性が掲げられた。①環境教育に対する考え方と取り組み状況、②具体的な環境学習における特色ある取り組み、③今後における持続可能な環境教育への取り組みについて問う。

その他の質問事項 •指定のごみステーションにおける今後の方向性について

担当 学校教育課

【答弁】①学校における環境教育については、環境への理解を深め、よりよい環境を創造するため、主体的に行動する実践的な態度などを育成することが重要であり、学習指導要領に基づき、社会科、理科、生活科などの各教科などにおいてそれぞれの特性に応じ、また、相互に関連させながら実施しています。②特色ある取り組みとして、例えば上条小学校の庄内川における自然体験学習や東高森台小学校のギフチョウの調査や生息場所の保護などがあります。③今後とも環境に関する学習の充実に努め、教科間の関連を図りながら環境を感受する能力や環境に興味・関心をもち、自ら関わろうとする態度などの育成に取り組みます。



5 認知症の現状と対策について

質問者 堀尾 達也

質問 厚生労働省の推計では、65歳以上の6人に1人が認知症と言われる中、認知症による徘徊で事故・事件に巻き込まれる事例も全国的に急増しており、自治体として如何に支えるか喫緊の課題です。徘徊者の方に対して地域の見守り体制の構築さらに介護に関わる家族への支援・ケアが必要と思われます。本市の今後の取組みと家族へのケア施策について問う。

その他の質問事項 •JR神領駅前（北側）の駐輪場整備対策について

担当 介護保険課

【答弁】認知症徘徊者への見守り体制としては、「認知症サポーター」の養成を積極的に進めるとともに、「かえるネット春日井」を利用した「徘徊模擬訓練」等を実施したいと考えています。

認知症徘徊者の家族のケアについては、「認知症介護家族支援講座」や「家族交流会」を充実するとともに、認知症高齢者や家族が気軽に会話や情報交換、相談ができる場となる「認知症カフェ」の設置等も検討したいと考えています。



6 F C V燃料電池車について

質問者 熊野 義樹

質問 公用車のF C V燃料電池車導入についてですが、市長はじめ多くの皆様のご尽力により春日井ナンバーの交付もされ、市内では沢山の車両を見かけます。春日井市の知名度をなお一層全国に知っていただくに、水素ガス車を将来的に公用車として導入していただき、水素ステーションの基地を春日井市内に民間企業と連携して設置できるようにならないかを問う。

担当 企画政策課

【答弁】水素ガス車については、車両価格が高額であり、市内には水素ステーションも設置されていないなどの課題はありますが、環境負荷の少ない低公害の自動車であるため、今後公用車への導入について検討していきます。また、水素ステーションについては、他市への職員視察や、民間事業者による勉強会などを実施しており、今後も民間事業者の動向を踏まえ、調査研究していきます。

春日井ナンバー
水素で走ろう

7 高齢者が安心して 住み続けられる取組について

質問者 田口 よしこ

質問 高齢になっても安心して住み続けられるよう①介護支援を必要とする高齢者の図書郵送貸し出しサービスについて②ながら自転車運転による事故が多発、各世代への自転車運転マナーの周知の取組について③長年住み慣れた地域で、お互い年を重ね家族構成が変わり住民同士のトラブル内容も変化、認知症・精神疾患による近隣との課題対応窓口について問う。

担当 図書館・交通対策課・介護保険課

【答弁】①今後、高齢化社会が進む中、高齢者の方への対応については、ニーズ、対象の範囲、負担のあり方を合わせて調査研究していきます。②ながら運転の防止を含め、自転車利用者が交通事故の加害者とならないよう安全運転マナーの徹底と意識啓発に一層取り組んでいきたいと考えています。③市の市民相談、保健所の精神保健福祉相談があるほか、地域包括支援センターにおいても支援などを行っています。



8 認知症徘徊による行方不明の対策について

質問者 佐々木 圭祐

質問 テレビや新聞で、認知症徘徊で行方不明となり身元も分からないまま亡くなるなどの報道があり、認知症の行方不明者の問題は、深刻化していくことが心配されますが、①本市において認知症徘徊による行方不明者の状況について、②本市で取り組んでいます「かえるネット春日井」への登録状況について、③本市での警察、行政、地域での見守りの連携について問う。

担当 介護保険課

【答弁】①春日井警察署への届出件数は、平成24年は49件、25年は40件、26年は10月までで49件と聞いています。②11月末現在で徘徊の恐れのある方78人、サポーター169人が登録されています。③警察署とは「かえるネット春日井」で情報連携しており、県との連携や厚生労働省のサイトの利用も検討しています。地域においては、「認知症サポーター」の養成や「かえるネット春日井」のサポーターを増やしたいと考えています。



9 図書館の利用促進について

質問者 石原 めいこ

質問 本市では、ブックスタート事業、読書計画策定など敬意を表する。インターネットなど様々な情報メディアの発展により、活字離れが指摘されている。子どもから大人まで本に親しめるように、利用促進、読書環境の整備と子どもたちの読書意欲が向上する取り組みのひとつとして、本の貸し出し記録を行う「読書通帳」の図書館、学校図書館への導入について問う。

担当 図書館・学校教育課

【答弁】読書通帳については、最近いくつかの図書館で導入されており、特に、子どもたちが記帳することを楽しみに本を借りるようになる等の効果が見られているとのこと。今後は、導入事例を参考に調査研究します。また、小中学校の学校図書館では、コンピュータ管理の貸出記録を活用しており、読書通帳と同様の効果を得ているものと考えています。今後とも多読の表彰や本の紹介など、読書通帳の趣旨も参考にしながら子どもたちの読書意欲の向上を図ります。



10 児童虐待防止の取組について

質問者 田中 千幸

質問 先月は、児童虐待防止月間であり、愛知県では“児童虐待防止条例”が4月より施行。本市でも0歳から小学生までの虐待件数が大多数を占める。虐待発覚後の本市の対応について伺う。虐待が起きる前に予防する施策も大切である。保護者を対象に茅ヶ崎で行われているCSP講座が効果的。行動療法で分かりやすいこの講座を本市でも取り入れられないか問う。

担当 子ども政策課

【答弁】虐待通報への対応は、児童の安否確認、一時保護など春日井児童相談センターと連携し速やかに対応し、必要に応じ「要保護児童対策部会」にて対応方法を協議検討し支援しています。また、本市では、育児不安の軽減や孤立感の解消などを目的とした「親支援グループミーティング事業」を実施し参加者から好評を得ていることから、現時点では、CSP講座の実施予定はありませんが、虐待予防に効果のある手法の一つとして調査研究していきます。



11 情報公開の促進について

質問者 内田 謙

質問 地方自治体においては、さまざまな事務を進めるために条例を制定したり、規則を設けている。そのほか、要綱・要領といったものもある。大阪市は、要綱・要領等についても積極的に公表することにより、市政運営の透明性の確保を図っている。本市でも、ホームページで要綱類を公開したり、情報コーナーで閲覧できるようにする考えはないか問う。

担当 総務課

【答弁】本市では現在約500件の要綱・要領を制定しています。市民の方から要望があった場合は、情報公開の制度を利用することなく、関係部署において閲覧していただくことができるため、情報コーナーへの設置等は一部を除いて行っていません。今後は、事務内容の透明性の確保という観点から、全ての要綱について情報コーナーやホームページでの情報提供ができるよう検討していきます。



その他の質問事項 •公園のすべり台の改修について

12 治水・浸水対策について

質問者 長谷川 たつや

質問 愛知県が26年10月に公表した整備計画変更で、①八田川の御幸橋下流部から地蔵川交差部間の堤防と当面毎秒25m³の地蔵川排水ポンプ場の整備、②地蔵川河道掘削や浚渫について、それぞれ見通しを問う。

また、春日井市下水道基本計画に基づく中長期施設整備計画に示された、③未だ緒に就いていない勝川地区の調整池整備について、今後の方針を問う。

担当 河川排水課・企画経営課

【答弁】①県は、平成27年度から5年間で整備する計画です。②河道掘削は、ポンプ能力増強を図る整備に併せて行う計画です。土砂の浚渫等は早期に実施するよう既に機会があるごとに要望しています。③県の地蔵川排水ポンプ場整備の具体化にあわせ、当地区全体の浸水対策として、長塚及び地蔵ヶ池公園に計画する調整池を、効果等を総合的に勘案し、地蔵ヶ池公園に集約して整備するよう検討しています。



13 駅周辺のまちづくりについて

質問者 加藤 たかあき

質問 高蔵寺駅のJR一日平均利用者数は約2万人、愛知環状鉄道については約5千人という多くの方が毎日利用をしております。今後近隣の区画整理により南側利用者数が増える事と北側のニュータウンとその周辺の活性の為にも、高蔵寺駅周辺の利便性を上げる事が重要であると感じます。高蔵寺駅周辺の整備について問う。

担当 企画政策課

【答弁】高蔵寺駅は、ニュータウン地区の玄関口であり、ニュータウンの活性化には、駅周辺のにぎわいの創出が不可欠であると考えます。こうしたことから、平成27年度に策定予定のニュータウン未来プランでは、高蔵寺駅周辺の魅力づくりを主要なリーディングプロジェクトの一つと考えており、有識者や市民の方々の意見も踏まえながら検討していきます。



14 リニア中央新幹線事業について

質問者 伊藤 建治

質問 ①工事の環境への影響を把握するために、平時のデータを確保しておく必要がある。現在実施している環境測定で対応が可能か。②JRが実施する環境測定は、騒音は工事最盛期に一回限りなど、充分ではない。充実を求めるべきではないか。③工事排水を下水や河川で受け入れて大丈夫か。雨水排水に支障はないのか。④農用地の保全を求めるべきではないか。

担当 環境保全課・企画経営課・農政課

【答弁】①河川水質や道路騒音などの調査を継続的に実施しており、工事前の環境の状況は把握できていると考えています。また、水道事業の水源である井戸水の水質調査は、水道法等に基づく項目について、年1回から4回の検査を行っています。②JRが行う事業説明会の内容を踏まえ、今後、環境測定の充実を求めています。③排水基本計画及び下水道基本計画では、工事に伴う地下水等の雨水排水施設への流入は考慮していないため、今後、具体的な協議を進める中で、JR東海に対し、排水の抑制など必要な対策を求めています。④農用地の減少を最小限に抑えるよう要望していきます。



その他の質問事項 • 小児インフルエンザ予防接種への補助について

15 住宅リフォーム助成について

質問者 内藤 富江

質問 住宅リフォーム助成制度は業者も住民も地域も元気にする地域経済活性化の起爆剤として全国各地で取り組まれています。我が市でも昨年70周年記念事業で商工会議所等と連携してプレミアム付建設券を実施し大きな経済効果がありました。今後実施するかについての検討結果と市が単独でこの助成制度を実施する考えはないか問う。

担当 企業活動支援課

【答弁】プレミアム付建設券の今後については、実行委員会にて周年事業とするなど、経済情勢を見ながらの実施となっております。



また、住宅リフォームについては、耐震改修や要介護者などに必要とされる住宅改修に対して、それぞれの施策目的に沿って支援をしており、産業振興を目的とした助成事業は、前回効果のあったプレミアム付建設券として、幅広い建設工事を対象としていくことが望ましいと考えています。

その他の質問事項 • 妊婦健診の充実について

16 水遊び用おむつで利用できるプールについて

質問者 宮地 ゆたか

質問 鷹来の温水プールは、おむつ、トレーニングパンツを使用している人は入場できません。しかし、大口町のプールはおむつをしている子も入ることができます。小さな子ども二人を育児中の母親が、一緒に入れないと困ると言っていました。鷹来の温水プールでも子育て支援の面からも利用できるようにすべきである。県内他市の状況と市の考え方について問う。

その他の質問事項
 ・市営住宅の入居に関して
 ・公園緑道等のあり方について

担当 スポーツ課

【答弁】水遊び用おむつは、便尿が漏れる可能性があり、万一、便尿がプールに流れ出した場合、浄化作業が必要となるため、衛生管理上の観点から利用を認めていません。県内には、本市と同様に利用を認めていない市町がある一方で、利用できるプールを限定するなどの条件付きで認めている市町もあります。今後は、水遊び用おむつを着用している乳幼児の利用について、安全面と衛生面の両面から調査、研究していきます。



17 西山製鉄遺跡について

質問者 加納 みつる

質問 平成16年3月に発掘調査が行われた「西山製鉄遺跡」に関しては、考古学界の関心も高く、文化財としての希少価値も高いと言われている。しかしその後10年を経過した現在も、正規の報告書が刊行されていない状況である。そこで①文化財行政の現状、職員体制と考古関係業務の現状について②正規の報告書の進捗状況と刊行の時期について、それぞれ問う。

担当 文化財課

【答弁】①文化財課の職員体制は、合計9名、うち考古関係は3名です。考古業務は、区画整理事業などに伴う文化財保護法に関する照会への対応や調査、講座などを行っています。②発掘調査報告書は、発行を一時中断していましたが、平成24年度から順次発行しています。西山製鉄遺跡は、現在出土遺物の整理作業を概ね終え、今後、化学的分析を基に遺物観察表の作成など、平成28年度中の発行を目指したいと考えています。



傍聴のお知らせ

問い合わせ 議事課 (☎85-6492)

【本会議を傍聴される方】

本会議は通常午前10時に開会します。傍聴を希望される方は市役所5階の議場傍聴席入口にお越しください。定員は88人で、うち車いす席は6席です。

【委員会を傍聴される方】

常任委員会は通常午前9時に開会します。当日の午前8時30分から午前8時45分までに市役所3階議会事務局にお越しください。定員は5人で定員を超えた場合は抽選により決定します。



平成27年第1回定例会予定

2月24日(火) 10:00～	本会議 (市政方針説明)
2月26日(木) 10:00～	本会議 (市政方針に対する質問)
2月27日(金) 10:00～	本会議 (市政方針に対する質問) (提案理由説明)
3月2日(月) 10:00～	本会議 (提案理由説明)
3月4日(水) 10:00～	本会議 (質疑、委員会付託)
3月9日(月) 9:00～	文教経済委員会
3月10日(火) 9:00～	厚生委員会
3月11日(水) 9:00～	建設委員会
3月12日(木) 9:00～	総務委員会
3月16日(月) 10:00～	本会議 (一般質問)
3月17日(火) 10:00～	本会議 (一般質問)
3月19日(木) 10:00～	本会議 (採決)

※議事の都合により、日程が変更になる場合があります。問い合わせ 議事課 (☎85-6492)

編集後記

市民の皆さまにおかれましては、健やかによいお年を迎えられた事とお慶び申し上げます。昨年は、年の瀬に唐突な衆議院解散を経て迎えた総選挙など話題の多い年であったと思います。

第5回定例会では17人の議員が治水・浸水対策や図書館の利用促進等市政の課題、地域の問題などについて、一般質問を行い市当局と活発な議論を行いました。議会報は、日々刻々と変化する社会情勢の中で、市民と議会の情報の架け橋として、議会の活動を市民の皆さまに知っていただき、関心を持っていただけるよう、活動内容の可視化に努めてまいります。

編集委員一同